

地方分権と公会計制度改革

伊集 守直(静岡県立大学)

現在、公共部門の効率化・活性化を図ることを目的とした地方自治体における公会計制度改革が急務として進められている。民間企業における経営理念・手法を行政部門に導入するという新公共経営（NPM）の理念をもちつつ、具体的には、発生主義と複式簿記を特徴とする企業会計手法の導入が取り組まれている。

本来、無償かつ強制的な租税を財源として調達し、住民に必要な公共サービスを提供する財政活動は、民主主義的に決定された予算によってコントロールされなければならない。その形式は総計主義に基づき、現金主義で作成される。ところが、公共部門の機能の拡大に伴い租税という市場を通さない収入だけでなく、公債や料金収入という市場を通じた収入が増加するにつれ、現金主義による会計では的確に財政状況を把握できず、したがって発生主義の導入と、それに基づいた予算編成の改革の方向が示されていると言える。さらに、近年のわが国の財政状況の悪化は、公共部門が資産と負債を適切に把握し、その情報を開示していくことの重要性をさらに高めていると指摘される。

以上のように整理される公会計制度改革を実効性のあるものにしていくためには、今後の社会のあり方についてのビジョン、そのための公共部門の役割は何かという問いと有機的に関連づけられていなければならない。そして、われわれに課された問いとは地方分権であり、その文脈の中で公会計制度改革を適切に位置づけていく必要がある。

平成5年の国会決議によれば、「ゆとりと豊かさを実感できる社会」をつくり上げるために地方分権を推進するとされ、目的と手段が示されたと言える。この決議を皮切りに、平成7年には地方分権推進法が成立し、地方分権改革が本格化していく。その成果として、機関委任事務の廃止、地方財源に関わる三位一体の

改革、地方債制度の協議制への転換、自治体合併が実施され、さらに昨今では道州制の導入に関わる議論が高まりを見せている。

しかし、これらの一連の分権改革が「ゆとりと豊かさを実感できる社会」の達成に寄与したのかと問えば、疑問符を付けざるをえない状況にある。その1つは、地方自治法総則に示された国と地方の役割分担の原則、つまり住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるといった基本が実施されていない点にある。財政活動では、国・地方間の事務任務の配分が示され、それによって発生する財政需要を賄うための財源が調達される。事務配分が不明確であれば、事務の遂行に適切な自治体の規模、必要な税源移譲額や財政力格差を是正するための財政調整制度の位置づけまでも不明確になってしまうのである。結果として、国の関与を大きく残したまま、国の財政再建に地方が動員されるという側面を強く持った改革が実施されることとなった。

今後さらに進展していくであろう公会計制度改革は、以上の分権改革の修正すべき点を見極めながら、目的を見失うことなく進められるべきである。その目的とは、財政再建に主眼を置いた資産・負債の管理ではなく、「ゆとりと豊かさを実感できる社会」を構築するために、住民参加を促進し、民主主義的な財政のコントロールを行うための制度設計だと言える。